

# 藤崎町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年4月13日(火) 午前10時00分～午前10時30分

2. 場 所 藤崎町役場 三階 大会議室

## 3. 出欠委員

◎農業委員(出席9名、欠席2名)

会 長	7 番	安 原 義太郎		
会長職務代理者	4 番	佐 藤 秀 子		
委 員	1 番	福 士 晴 丸	2 番	新 谷 弘 美
	3 番	石 動 邦 彦	<del>5 番</del>	<del>館 山 昭 一</del>
	<del>6 番</del>	<del>横 山 英 樹</del>	8 番	水 上 知 剛
	9 番	天 内 元 三	10 番	野 呂 廣 志
	11 番	相 坂 鐵 榮		

○推進委員(出席9名、欠席2名)

藤崎1	村 上 弘 二	藤崎2	小 杉 繁 一
藤崎3	工 藤 博 明	藤崎4	唐 牛 冬 仁
藤崎5	中 田 広 志	藤崎6	佐 藤 誠
<del>藤崎7</del>	<del>木 村 一 成</del>	常盤1	小 野 信 幸
<del>常盤2</del>	<del>佐 藤 勝 雄</del>	常盤3	古 川 徹
常盤4	對 馬 武 範		

4. 議事録署名者(2名) 8 番 水 上 知 剛 9 番 天 内 元 三

5. 議事参与者(1名) 4 番 佐 藤 秀 子

## 6. 付議案件

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出書の受理について  
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の受理について  
報告第15号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知書の受理について  
報告第16号 農業経営改善計画の認定について  
報告第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく通知書の受理について  
議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

7. 事務局職員 事務局長 木 村 宣 文  
局長補佐 齋 藤 寿 幸  
主 幹 成 田 洋 祐  
主任主査 奈良岡 卓

8. 審議内容

<p>事務局長 .....</p>	<p>みなさん、おはようございます。 総会に入る前に資料の確認をいたします。 本日の総会資料は議案、現地を確認した位置図2枚、活動日誌20枚と なっておりますが、配布漏れはございませんか。 .....</p>
<p>委員 .....</p>	<p>(はいの声あり) .....</p>
<p>事務局長 .....</p>	<p>本日の総会に、欠席の連絡がありましたので報告します。 &lt;農業委員&gt; 5番 館山 昭一 委員 6番 横山 英樹 委員 &lt;推進委員&gt; 藤崎7番 木村 一成 委員 常盤2番 佐藤 勝雄 委員です。 それでは総会に先立ちまして、安原会長からご挨拶申し上げます。 .....</p>
<p>会長 .....</p>	<p>(挨拶) .....</p>
<p>事務局長 .....</p>	<p>これから総会に入ります。 総会中の発言では、個人情報に配慮し、個人が特定されないようお願いし ます。 総会の議長には会議規則第4条により会長があたることになっておりま すので、安原会長、議事の進行をお願いいたします。 .....</p>
<p>会長（議長） .....</p>	<p>それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。 ただ今の出席委員数でございますが、 農業委員11名中9名が出席しておりますので、本日の総会は成立いたし ました。 次に議事録署名者の指名に入りますが、私から指名して差し支 えないかお諮りいたします。 .....</p>
<p>委員 .....</p>	<p>異議なしの声あり .....</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がございませんので、議事録署名者は、 8番 「水上 知剛 委員」と 9番 「天内 元三 委員」 のご両名を指名いたします。 議案の内容につきましては事務局から説明をさせます。 それでは、まず報告案件に入ります。 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出書の受理につ いて」 報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書 の受理について」 報告第15号「農地法第18条第6項の規定に基づく通知書の受理につ いて」 報告第16号「農業経営改善計画の認定について」 報告第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規</p>

<p>.....</p> <p>事務局（齋藤）</p> <p>.....</p> <p>議長</p> <p>.....</p> <p>事務局（齋藤）</p> <p>.....</p> <p>議長</p> <p>.....</p> <p>常盤 1 小野推進委員</p> <p>.....</p> <p>藤崎 5 中田推進委員</p> <p>.....</p> <p>常盤 3 古川推進委員</p> <p>.....</p> <p>藤崎 1 村上推進委員</p> <p>.....</p> <p>藤崎 6 佐藤推進委員</p> <p>.....</p> <p>議長</p> <p>.....</p> <p>委員</p> <p>.....</p> <p>議長</p>	<p>定に基づく通知書の受理について」</p> <p>を事務局から一括で報告願います。</p> <p>.....</p> <p>報告第 13 号から報告第 17 号を一括報告（略）</p> <p>.....</p> <p>報告案件については、ただ今事務局より報告があったとおりであります。</p> <p>次に議案に入ります。</p> <p>議案第 13 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号を説明（略）</p> <p>.....</p> <p>現地確認した委員より報告願います。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号 番号 1 の常盤地区について報告いたします。4 月 6 日、事務局 2 人、私の 3 人で現地確認をしました。申請地は農地として適正に保全管理されており、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に影響はありませんでした。以上です。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号 番号 2 と番号 3 の藤崎地区について報告いたします。4 月 6 日、佐藤誠推進委員、事務局 2 人、私の 4 人で現地確認をしました。申請地は農地として適正に保全管理されており、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に影響はありませんでした。以上です。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号 番号 4 の常盤地区について報告いたします。4 月 7 日、村上弘二推進委員、事務局 2 人、私の 4 人で現地確認をしました。申請地は農地として適正に保全管理されており、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に影響はありませんでした。以上です。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号 番号 5 の藤崎地区について報告いたします。4 月 7 日、古川徹推進委員、事務局 2 人、私の 4 人で現地確認をしました。申請地は農地として一部、管理していないところもありましたが、その他は適正に保全管理されており、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に影響はありませんでした。以上です。</p> <p>.....</p> <p>議案第 13 号 番号 6 の藤崎地区について報告いたします。4 月 6 日、中田広志推進委員、事務局 2 人、私の 4 人で現地確認をしました。申請地は農地として適正に保全管理されており、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用に影響はありませんでした。以上です。</p> <p>.....</p> <p>ただ今、議案第 13 号について事務局から説明、現地確認した委員より報告がございましたが、これについて何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>.....</p> <p>なしの声あり</p> <p>.....</p> <p>ないようですので、議案第 13 号については原案どおり決定してよろしいですか。</p>
--	---

委員	はいの声あり
議長	原案どおり決定いたします。 次に 議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農 用地利用集積計画の決定について」 を議題といたします。 事務局より、説明願います。
事務局（齋藤）	議案第14号を説明（略）
議長	ただ今、議案第14号について事務局から説明がございましたが、本人に かかわる案件がございますので、暫時休憩します。 4番 佐藤秀子 委員の退席をお願いします。 （退席確認後） 休憩を取消しし、会議を再開します。 まず、21ページの番号2について、何か、ご意見、ご質問はございませ んか。
委員	なしの声あり
議長	ないようですので、番号2については原案どおり決定してよろしいです か。
委員	はいの声あり
議長	番号2については原案どおり決定いたします。 暫時休憩します。 （佐藤秀子 委員、着席確認後） 休憩を取消しし、会議を再開します。 次に、それ以外について、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
藤崎3 工藤推進委 員	農地の売買で同じ人が3条と基盤法で売買していますが違いを教えてく ださい。
事務局	農地の貸借と売買には3条と基盤法の二つの方法がありますが基盤法で 貸借と売買ができるのは、その農地が農業振興地域内にあり、かつ農地を借 りる人若しくは買う人の耕作面積が今回申請の農地を含めて16,400㎡以上 の面積がある人が基盤法で貸借若しくは売買ができます。それ以外の場合は 3条で貸借若しくは売買の方法で手続きすることになります。
議長	その他に何かございませんか。
委員	なしの声あり
議長	ないようですので、議案第14号については原案どおり決定してよろしい ですか。

<p>委員 .....</p>	<p>..... はいの声あり .....</p>
<p>議長  .....</p>	<p>原案どおり決定いたします。 以上で、本日の総会に付託された全議案は終了いたしました。 これをもちまして、議長職を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。 .....</p>
<p>事務局長 .....</p>	<p>事務局より何か報告事項がございましたらお願いします。 .....</p>
<p>事務局（齋藤） .....</p>	<p>報告事項（略） .....</p>
<p>事務局長</p>	<p>次回の総会を、 5月14日（金）午前10時から役場三階大会議室で開催しますので出席 方よろしく申し上げます。 以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。</p>